

◎児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件

新旧対照条文

○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>1・11 (盈)</p> <p>別表 障害児相談支援給付費単位数表</p> <p>1 障害児相談支援費</p> <p>イ 障害児支援利用援助費 1,611単位</p> <p>ロ 継続障害児支援利用援助費 1,310単位</p> <p>注 1～5 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 初回加算 500単位</p> <p>注 指定障害児相談支援事業者において、新規に障害児支援利用計画(注)を作成する障害児相談支援対象保護者に対して、指定障害児支援利用援助を行った場合その他の別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算する。</p> <p>4 特定事業所加算 300単位</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所(指定基準第3条に規定する指定障害児相談支援事業所をいう。)は、1月につき所定単位数を加算する。</p>	<p>1・11 (盈)</p> <p>別表 障害児相談支援給付費単位数表</p> <p>1 障害児相談支援費</p> <p>イ 障害児支援利用援助費 1,606単位</p> <p>ロ 継続障害児支援利用援助費 1,306単位</p> <p>注 1～5 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>2 (新設)</p>